

丹波山村 村有地の貸付募集要項

丹波山村の村有地の貸付けについて、借受けを希望される方は、この募集要項を熟読のうえ、お申し出ください。

I 貸付地

(1) 貸付けの内容

貸付地は、下記のとおりです。

字	番地	地目	台帳面積	備考
清水	1382番地I	山林	47,008㎡	貸付地は 全部 又は 一部
清水	1383番地	畑	99㎡	
清水	1384番地	畑	14㎡	
清水	1385番地	畑	132㎡	
清水	1386番地	畑	575㎡	
清水	1387番地	畑	92㎡	
清水	1388番地	山林	1,983㎡	
清水	1389番地	山林	198㎡	
清水	1390番地	山林	99㎡	

上記のうち貸付実測面積6,334㎡

(2) 利用可能な用途

借地権等の権利が発生しない用途のみ

2 村有地貸付資格要件

(有)丹波山観光から今までの活用方法や事業内容、施設事業譲渡を受け、事業継承し、令和4年4月からの事業実施ができるもので事業の実施に必要な免許、知識、経験、資力、信用及び技術能力を有し、自ら適切に実施できる村内に住所を有する法人とする。なお、賃貸借契約後は(有)丹波山観光と既存の施設事業譲渡手続きを速やかに行わなければならない。事業譲渡交渉には村は関与しない。

3 提出書類

- (1) 定款
- (2) 役員表
- (3) 事業計画及び年額借受料の額
- (4) 令和4年から3年間の収支計画書

(提出先)

〒409-0300 山梨県北都留郡丹波山村890番地

丹波山村 総務課

電話:0428-88-0211

※電話やFAX、インターネットによる受付は行いません。

4 使用用途

・観光事業の施設用地として使用

5 貸付料

- (1) 土地貸付料(年額)360,000円以上
- (2) 貸付料は、村が発行する納入通知書により、村が指定する期日までに全額納付していただきます。

6 貸付期間

契約締結の翌日から5年間

7 貸付者の決定

- ・借受申請書の内容を審査のうえ、適当と認められる方を借受者とします。

8 契約の締結

- ・村と貸付契約を締結します。

9 応募資格

次の要件に該当する法人は応募できません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する村の職員
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- (4) 前号に掲げる者から委託を受けた者
- (5) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

10 申し出又は申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申し出又は申込みは無効になります。

(1) 申出資格の無い者が行った場合

(2) 申し出に関し、不正な行為を行った場合

(3) 申請書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある場合

(4) 記名押印を欠く場合

(5) 普通財産借受申請書等(添付書類を含む)に虚偽の記載を行った場合

(6) 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する募集に関する条項に違反した場合

11 貸付者の決定

提出書類を審査の上、適当と認められた法人を貸付者とします。

12 契約の締結

貸付契約書により契約を締結します。

13 貸付料の納付

貸付料は、村が発行する納入通知書により、村が指定する期日までに全額納付してください。

14 契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

- (1) 借受者が契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、貸付財産を必要とするとき。

15 貸付契約期間中の使用制限及び維持管理責任

- (1) 貸付契約書に記載された用途を遵守し、貸付料等を定められた期限までに確実に納付してください。
- (2) 貸付物件の転貸又は賃借権の譲渡はできません。

16 貸付契約の終了

- (1) 貸付期間の満了により貸付契約が終了する場合は契約が満了する期日までに、借受者の責任と負担において、貸付財産を原状に回復して返還してください。
- (2) 借受者が貸付契約終了までに貸付財産を原状に回復しない場合は、村が原状回復し、当該費用の2倍相当額を支払っていただきます。

お問い合わせ先

〒409-0300

山梨県北都留郡丹波山村890番地

丹波山村 総務課

電話：0428-88-0211